

お宝発見高松店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年12月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成19年7月23日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
お宝発見高松店 高松市春日町字片田1627番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 - (1) 周辺の道路のゴミ清掃、除草等を定期的に行うなど、適正利用促進に努めること。
 - (2) 基幹道路である国道11号に面していることから、土日祝祭日の混雑時における交通誘導整理、また営業時間が深夜におよぶため店舗の案内表示等に配慮し、通行の安全の確保、交通渋滞の解消、事故防止対策の徹底に万全を期すこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成19年12月5日（水曜日）から平成20年1月7日（月曜日）まで